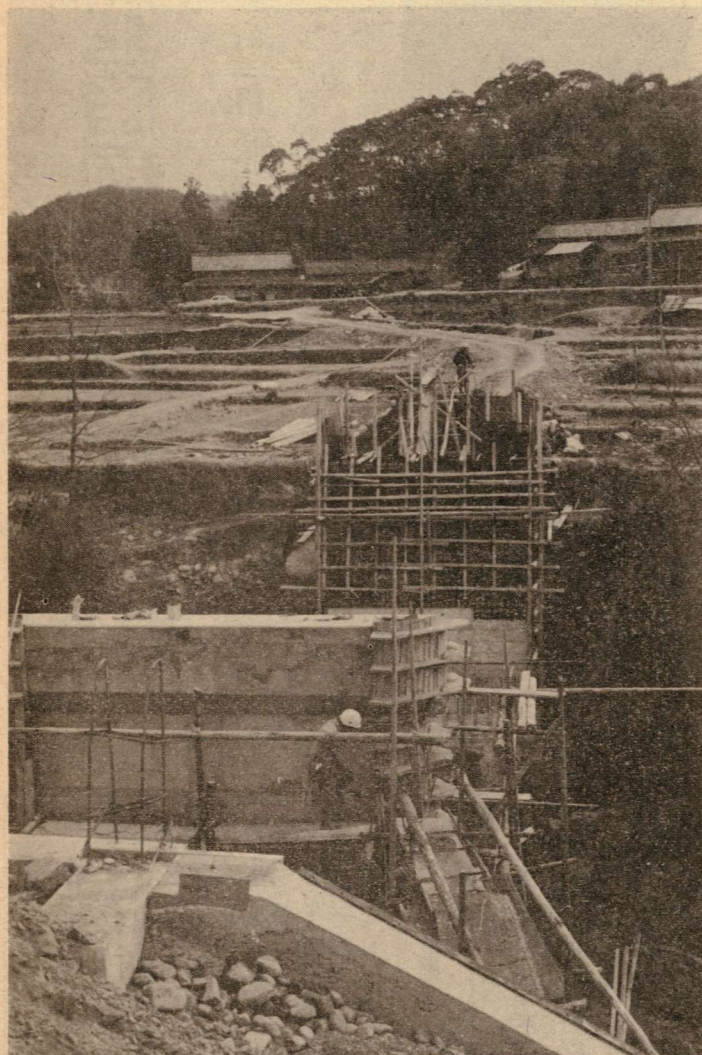


坪谷地区農免道路

大内橋架設工事に着手

多武ノ木—仲崎—上野原—赤井笠—石原



多武ノ木から仲崎への大内橋架設工事



昭和46年 3月号
発行所 東郷町役場
編集人

今まで、県道日向〜下三ヶ線の対岸地区で本町では交通不便な地区であった坪谷区多武ノ木から仲崎、上野原、赤井笠を経て石原までの農免道路が二月十日に工事に

着手しました。この農免道路というのは、農林漁業用揮発油税財源身替費道整備事業といい、県営土地改良事業として実施されるものです。これは農林漁業用の機械(耕耘機など)の燃料として使用される重油とか灯油などの税金を農道整備という形で地元に還元し、農産物や生産資材の運搬に便利ないようにしようとする事業です。事業の実施主体は宮崎県ですが町としては、昭和四十三年度に農道予定地の測量を終え、農林省や県に工事認可の申請をつづけて、ようやく工事の実施が認められたものです。この農免道路は、幅員が全幅五

総延長が二千九百六十一メートル、総事業費は四千九百六十八万円です。この事業費のうち町は一〇割にあたる四百九十六万八千円を負担するだけで、あとは全て国が負担いたします。四十五年度には大内橋の架設と二百三十メートルの道路の工事が一千四百四十七万二千円で実施されますが、引きつづいて四十六年度、四十七年度に残り区間の道路と橋梁の工事が行なわれます。この農免道路が完成すると、今までの交通不便さから解放され、農林産物や生産資材の運搬が容易となり農林業の近代化に役立つものと期待されます。

○……………としておくと便利です……………○

点滴

入学前 三月を古い呼び名で、弥生(やよい)といいますが、草木がいやがうえに生えることを「いやおひ」といったことからできた言葉でしょうか。

▽新しく、こし小学校へあがるお子さんをお持ちのご家庭では、なにかと心づかいが多いことでしょう。服装のこと、持ちもののこと、健康のことなど、とくに健康については、目に見えない耳の病気があります。うちの子はおとり育ててしまったものだから、他所のお子さんとかくらべると何だかポーツとしているぐらいに考えて、難聴に気がつかないおかあさんがいます。耳は眼とともに大切な機関です。ぜひいちど専門医に診てもらっておきましょう。

▽また、いつまでも甘やかせてばかりいなくて、友だちと早く馴染み、学校生活に馴れるようにはげますと共に、最低これだけは身につけさせたいものです。まず①自分の名前が言える、読める、書ける。②あいさつができる。③自分の衣服の着脱ができる。④ハンカチ、チリ紙の使い方と管理ができる。⑤用便がひとりでする……など。

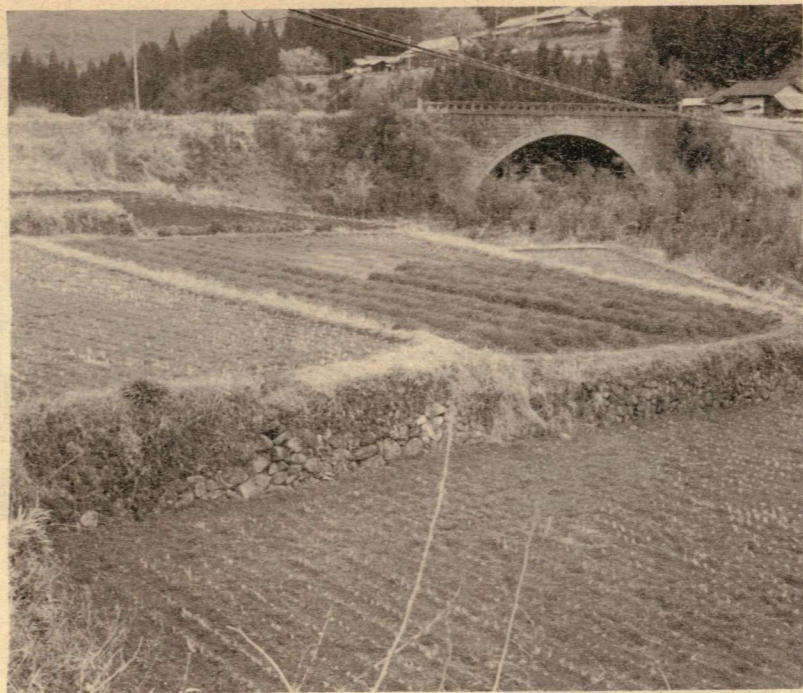
わが庭に咲きしばかりか
この朝け出でて歩けば
梅到るところ 牧水

米の生産調整割あて

四十六年から五年間実施

米の消費の減退と生産の安定などによる恒常的な過剰傾向に対処するため、国は昭和四十五年

から長期的な目標をたてて、稲作以外の作物に作付転換を中心とした米生産調整対策を強力にすすめて



空地に飼料作物を

いますが、四十六年度も前年度を上回る生産調整を行なうことになりました。

本町でも、この対策には不満ではありませんが、実情やむを得ないものと考へ、国庫の施策を受け入れられると共に、今後需要の拡大が見込まれる畜産振興のための飼料作物、園芸作物等の導入で、農業の振興をはかる計画であります。

特に本月号では、生産者のみなさんにこの制度を充分理解していただき、協力をおねがいするにため、生産調整対策の概要をのべることにしました。

米の生産調整数量割当量

調整数量 二百四十二トン
参考面積 八十六ヘクタール
米の事前売渡申込限度数量 約五百トン

昭和四十五年度は調整数量九十九トン、参考面積三十三畝でしたので二・四倍の増加にすぎません。また昨年は生産調整数量だけの配分がなされましたが、昭和四十六年はこのほかに政府に売渡す米の予約申込に対する限度数量が決められました。

実施期間 昭和四十六年度から五年間
本年度から水田に稲以外の作物を栽培するほか、休耕地には林地、養魚地、生産施設の敷地等に利用するものに対して奨励金が交付されることとなりますが、昭和四十五年度から実施した水田では四十

事業費

八千万円決定

既存農家の経営規模を拡大して自立経営のできる農家を育成し、経営の安定をはかることを目的とした開拓パイロット事業は、昭和四十四年以来町政の重点施策としてすすめてきました。米の生産調整など農家の先行きに心配がもたれながらも参加農家はもちろん関係当局のご協力ですべてに計画もまともなりました。

全国的な動きでも農業政策に重点をおき、米作にかわる作目の転換をはかるため、この事業の申請九年までとなります。

米生産調整対策奨励金の交付

- (イ) 休耕地奨励補助金
- (ロ) 休耕地の面積に共済基準収量に一キ当り六十八円を乗じた金額
- (ハ) 農地保有合理化法人貸付奨励補助金
- (ニ) 普通転作奨励補助金
- (ホ) 特別転作奨励補助金

昭和四十六年度は休耕地奨励補助金と転作奨励補助金には格差があり、転作奨励金には休耕地奨励補助金と別に普通転作には五千円、特別転作は一万円が加算されますが、本町では特別転作はできないものと考へられます。

このようなことで調整奨励金が交付されますが、そのほかにいくつか条件があります。

- ① 昭和四十六年から五カ年間は奨励補助金の対象とされますが、休耕地については三年、養魚地生産施設等の敷地等は一年間となります
- ② 昭和四十五年実施した調整水田では四十九年までとなります
- ③ 農地法に基づき林地への転換の申請を必要としますが、農地法の

が七地区から提出されており、早期着工が心配されていましたが、そのなかで美々津地区を含め「二地区」が昭和四十六年度事業実施地区として決定いたしました。

美々津地区開拓パイロット事業は八千万円の事業予算が決定し、遅くとも十月までには事業に着手する計画です。事業費の内訳は国営調査事業所が設置される事業が国営で実施されますので、施設その他に五千万円、造成工事費に三千万円となっております。

この事業が開始されることにより参加農家待望の近代的な集団化した農園が実現します。

五条により申請されたものは対象外となります。

以上大要についてのべましたが生産調整対策はあくまで米の需給緩和をはかることが目的であって農業の不振につながるものではなく、需要の拡大される作物への転換をはからなければなりません。

転作で経営安定を

そのためには生産調整のみにとどまることなく転作対策を樹て、農業経営の安定をはかることが、必要となります。

そのために町では、本町の農業をいとなむ条件の特殊な点を考慮に入れて、転作の基本的な考え方および生産調整対策の具体的な進め方を中心に関係者と協議するとともに、生産者のみなさんの協力をいただきました。と考へておられるところ

です。また各部落別に座談会を催します。その際には必ず出席されるようお願いが申し上げます。

このほか、くわしく知りたい方は役場産業課か農協販売課におたずねください。

造林地の手入れを 枝打、除伐、間伐

ノタマバエ、その他の病虫害の発生誘因となったり、山火事の原因となります。



昭和四十四年度末の本町民有林の人工林面積は、民有林面積の四六割にあたる八千畝に達しています。このうち造林木が成長して、下刈りが不要になっていない山が全体の半分近くありますが、これをそのまま放置しておきますと、山はこみあつた状態になり、枝は枯れ上つてしまい、枯れ上つた山林内の明るさは、林外の明るさのわずか数割しかなく通風もわるくなつていますので、スギザイノタマバエ、その他の病虫害の発生誘因となったり、山火事の原因となります。

また、枯枝がいつまでもついていますと、それが木材のなかにだ

きこまれて、製材した場合死節、抜け節となり価格を下げる原因となります。さらに枝が枯れ上つてきますと、その部分の直径成長がおとろえてきますので、上部と下部の直径差の少ない細長い木となります。

その程度がさらにひどくなると台風や大雪のときに風倒木や、幹折れ木となつて、一夜にして林を台なしにするおそれもあるわけですから、その林の平均樹高が、平均胸高直径の九十倍をこえると危険であるといわれています。

このような意味から、造林地は下刈り終了後も手入れを続けなくてはなりません。その作業は主に枝打、除伐、間伐になります。

枝打とは、なたやノコを使い、炭酸同化作用が衰えた枝を除くこととあり、除伐は林がこみはじめた初期に目的樹種の一部と、目的外の樹種を伐つて林分密度を調整することです。また、間伐は林木が利用できる程度に成長してからの林分密度の調整です。

除伐は、造林木の枝と枝が接しはじめたころに、林内の雑木やつ

る類を除き、さらにそこに立っている本数が適当であるかを検討して、多すぎる場合には欠点のある木から順次除伐して目標とする本数にします。

いろいろの条件によりありますが、便利のよいところで一畝当り二千五百本、便利のわるいところでは二千本以内にしておきます。さらに二・三年たちますと、林も相当こんできて、下枝が枯れ始めますので、手の届く範囲の枝打をします。さらに四・五年たつとまた枝が枯れ上りますので地上約三層まで枝打をします。

大きく育つ国民年金

有利な保険料前納

保険料を毎月納めるのがめんどうな人や、農家などのように、収穫期にまとまった収入のある人には、一年を単位に将来の分をまとめて前払いする前納制度の利用をお勧めします。前納しておけば、納め忘れということもなく、いつでもどこでも安心して生活ができます。また、年に五分五厘の割引きもありません。非常に有利です。例えば、昭和四十六年四月分から四十八年三月分まで二年間前納の場合、保険料は一万一千百九十円で、毎月納める場合と比較すると六百六十円の割引きがあります。

所得比例保険料は一月分から

ことしの一月から、新しく発足した農業者年金の保険料徴収が始まりましたが、この農業者年金に加入した人は必ず国民年金所得比例保険料を納付しなければなりません。

せん。つまり農業者年金に加入した人は、国民年金定額保険料四百五十円と、所得比例保険料三百五十円、それに農業者年金保険料七百五十円と合計千五百五十円を毎月納めなければなりません。この千五百五十円の保険料は一月分から納付しなければなりません。二月二十二日現在まだ農業者年金の被保険者が確定しておらず、国民年金の所得比例保険料の納付書を発行することができません。後日、農業者年金の被保険者が確定次第、所得比例保険料(昭和四十六年一月分から三月分、三カ月間)の納付書を発行しますので、四月末日までに納付されるようお知らせします。

年金額の調整

「国民年金」がそんなに有利なものだということは、よくわか

った。しかし何十年もかかって来じめに掛金を納めてみても、いざ年金を受けるときには、かねの値打ちがどんなになっているのかわかれない。夫婦で月二万円年金といわれても、今すぐもらうなら格別、遠い先の二万円年金がどれほど役に立つか。賭けをするのと同じです。たしかに戦前や戦後の混乱時代、生命保険などいろいろな民間の保険に加入した人が、今頃になってやつと満期がきて、年金や保険金を受け取ろうとすれば、もうお金は往復のバス賃にも足りないという悲劇に出会っています。

こうした怒りとも自嘲ともつかないつぶやきが漏れるのも一応もつともです。然しそれらは一応もつともだという話で「国民年金」に対する不安や批評としては、全く的はずれだといえる。と考へて一

番新しうできた「国民年金」では、そうしたみなさんの不安を解消する仕組が備わっているからです。つまりその時の物価や所得や生活などの水準に年金の金額がいつも適応できるような調整機能を内蔵しているわけです。

内蔵しているわけです。内蔵しているわけです。内蔵しているわけです。

内蔵しているわけです。内蔵しているわけです。内蔵しているわけです。

内蔵しているわけです。内蔵しているわけです。内蔵しているわけです。

内蔵しているわけです。内蔵しているわけです。内蔵しているわけです。

内蔵しているわけです。内蔵しているわけです。内蔵しているわけです。

近く振興地域の指定

スプロール現象という言葉があまり聞かれない言葉ですが、わが国の経済はこの十年間に、めざましい成長を遂げてきていることは、みなさんもご承知のことだと思います。このため都市への人口集中と、工業開発、交通網の整備は大変な急いで進みました。

日向市周辺をみてもおわかりのとおり、しばらく見ないあいだにあらにもこちらにも、たんぼの中、畑の中に、新しい家や工場等が、つきつきに建てられています。このことを反面、農業上からみると、優良な農地が、高価な宅地の値段で売買され、あたかも、虫が木の葉を食い荒らすように、農地がつぶされています。このことをスプロール現象と言っております。

農地の領土宣言

このように、無秩序に農地がつぶされると、農作業の非効率化、土地利用の低下と共に、経営規模を拡大しようとする農家にとって、宅地なみの高価な農地を購入しての農業経営は、採算が成立しないなど、農業にとって好ましくない問題が、次第に都市周辺から農村に波及してきます。

農業が農産物を安定的に供給し、他産業なみの所得を得るためには規模の大きい農業経営を育成する必要があります。このためには、まず、まえに述べましたスプロール現象をくいじめ、農地の値上りを防止する必要があります。

このようなねらいを含めて、で

三つの地域に区分

線引き

今後農業については、この整備法にもとづいて、いろいろな施策が講じられますが、その前提として、いわゆる農業のための農業区域と、すでに市街地を形成し更に今後十年以内に優先的に市街地をはかる市街化区域、この中間の市街化調整区域の三つをはっきり区分することになっていきます。このように三つの地域に区分することを普通「線引き」といいます。

この線引きは、住民の意向を十分反映して行なわなければなりません。都市計画法とも密接な関係がありますので、それぞれの区域の農地の取扱いは、次に述べてみます。

農業区域

今までは、どこでも農地でも、付近に支障がないものについては農地以外のものに申請ができましたが、農業区域に指定されれば、原則として転用は向こう十年間は禁止されます。

農地としての売買は差支えないこととは従前どおりです。ただし別に規定する農業施設への転用は申請できます。このように農地の転用は制限されますが、農業に對する係がありますので、それぞれの区域の農地の取扱いは、次に述べてみます。

市街化調整区域

この区域は、農業区域と市街化区域に接する中間地帯ですが、農地を甲種と乙種に区分します。

甲種農地とは、十ヘクタール以上の集約的優良農地や、土地基盤整備事業を行なった農地がこれにあたり、農業区域と同様に転用は認められません。

甲種以外の農地を乙種農地としますが、この農地は従来の許可基準にもとづいて農地転用ができませんが、千平方メートル以上の転用は原則として禁止されます。

都市計画法と関連のある公共的施設、および農林漁業施設への転用を優先的にし、五年毎に区域の調整を行ないます。

市街化区域

以前は農地を農地以外のものに転用する場合は当然、知事の許可が必要でしたが、この市街化区域内の農地転用は届出制となりました。農業委員会を通じて、知事に農地転用の届出をすることで、いつでも転用できます。ただし千平方メートル(約一反三歩)以上の農地転用は、都市計画法による開発行為に該当しますので、知事の許可を必要とします。

税制上の優遇

農業振興地域内の農地等の権利移動については、農業委員会のあっせんおよび、市町村の勧告など、国の施策にそって動いたものについては、税制上いくつかの優遇措置があります。

まず譲渡所得税については、現在長期譲渡所得(五年以上農地を所有していた者が譲渡した場合)は百万円の特別控除がありますが、この農振地域整備法に基づき、農業委員会等のあっせんによるものは、百五十万円までの特別控除が認められます。また登記の際の登録免許税は、土地価格の千分の五十が、千分の六に引下げられます。不動産取得税は、土地価格の三分の二が課税標準です。

経過規定

以上の法律の要点を述べましたが、それぞれの区域により、農地の取扱いは、きびしく制限されるもの(農業区域の転用禁止)、

農業振興

豊かな農



また緩和される(市街化区域の転用は届出制)など、農地の取扱いは、従前と大きく変わります。疑問がでてきたり、また地域住民が不利をまねくおそれもあります。

このようなことを防止するために、いくつかの経過規定があります。

その一つとして、市街化調整区域内で転用許可を指定期日までにうけているものは、家を建てていなくても、指定期日後六カ月以内に届出をすれば、宅地として取扱われます。

いいかえれば、この期間に届出がないものは、以後農地の取扱いになり、転用許可は無効になります。

せっかく宅地用として、買った農地でも、うっかり届出をおこたりますと、以後五年間は家を建築することはできなくなります。

たとえば、日向市は昭和四十五年十一月二十七日に、この指定を

受けておりますので、この期日前に転用許可を取って取りながら、まだ家を建てていない人は、今年の五月二十六日まで、届出なければ家が建てられなくなります。

関係のある人もいろいろかと思いますが、十分注意してください。

日向市の計画図は、東郷町役場にもありますから、早目に調査されたいでしょう。

ご承知のように、東郷町は現在開拓パイロット事業に取組んでいます。さらに今後の東郷町の農業について、十年後、二十年後の大計を立て、国の施策を充分活用し健全で豊かな町づくりを目指して近くこの地域指定を受けるように準備中です。

町民のみなさんご理解と、なお一層のご協力をおねがいたします。このことについて、お尋ねになりたい人は役場産業課までお問合わせください。

郷土の神社

塩月儀市

迫野内神社

祭神は天照大神である。創建は詳かではないが古くから里人たちの崇敬厚く、中にも天文の頃(四百年位前)は非常に崇敬者が多く霊験を蒙る者も多かったと伝えられている。

伝説によると信者の中に河内村の山中という処にどこともなく上人が来て住み、本神社を崇敬すること厚く神の恵を受けることも多かった。これを神官が嫉み上人と種々問答をしたが上人はかねがね崇敬する大神の御恵によって神官に勝つことができた。神官はいましく思い不気嫌のまま家に帰ったので上人は酒を神官に贈ったが神官は受取らなかった。上人は残念に思い「虫にでもなれ」と言って酒を谷川に流した。

ところが山中地方の作物に虫が生じて作物がみられないので、村人たちは上人に頼んで大神に虫除けの祈願をしたところ、忽ち虫が去って豊作になったという。この上人が慶長年間(三六〇年前)に神社境内に碑を納めたと伝えられているが、現在碑は不明である。

鶴野内神社

祭神は「すさのの尊」である里人達は「すさのの尊」を尊崇すること厚く社殿を建て「祇園社」或は「年の神」と称して深く尊崇した。

伝説によれば権現の三池といつて冠岳の権現山、成願寺下、鶴野内に三つの池があった。鶴野内の住人某が鶴野内の池の主を殺した。その後主のたたりを恐れて池の畔に小祠を建てこれを祀った。これが鶴野内神社の始めである。

その後神官某が門中に命じて宝物、古文書を耳川に棄却させた。年を経てこの村に疫病が流行して死者が多くなった。村人たちは神のいかりとして祈願したら白髪の老人が出て「われは祇園神である年一回の祭を盛んにせよ」と神告があった。その後毎年祭を盛んにすることとした。

仲瀬神社

創建は詳かでない。祭神は大國主命と野々崎丹後である。大國主命は「大黒さん」であるから今更詳細の必要はなく、野々崎丹後の事については、先きに「東郷の民話」で記載したので略す。

(原文のまま)

町の話

音楽学習の発表

2月20日、東郷小の全児童367人が父兄を招き、楽器合奏、合唱など日ごろの音楽学習の発表会を開催しました。美しいハーモニーにおかあさんたちもしばしうっとり。



葉タバコの苗

こども18戸の農家が葉タバコ苗を共同で育て今年10haに植えつけます。被覆栽培など栽培技術の向上で増収が期待できます。ビニールハウスの中は真夏のような感じです。





住民税の申告は

十五日まで

今年もいよいよ税金の申告時期になりました。この住民税は、町民の所得に応じて賦課されるものです。その基礎となる所得は納税者のみなさんが、自主的に申告していただくようになってい

下渡川区長宅
毎年行なう固定資産課税台帳の縦覧を一日から二十日まで総務課窓口で行なうことにしました。希望の方は直接係までおいでください。

単車の変更 届は早めに

四月に入りますと、軽自動車税の納付書が送られます。町村であつかわれる軽自動車は、一五C以下の単車ですが、廃車したり他の人に売ったりした人は、その都度届け出ることになっております。しかしその届けを怠っておりますと、ことしもまたあなたに課税されることとなります。廃車した人は標識番号を必ず持って、早め

あぶない消し忘れ、切り忘れ

二月二十八日から三月十三日まで、全国いっせいに春の火災予防運動が行なわれています。この運動は、春季は火災が多く

発生しやすく、また大火災になりやすいことにより、みなさんが防火意識をさらに高め、火災と火災による死傷者が発生しないようにしようという目的で行なっているものです。とくに、前半の七日間は、車両林野火災の防止を重点的に行なうことにしています。

わが家の防火総点検ということ。で、さきの秋季火災予防運動でも取りあげられました。火災発生件数の六〇割以上が建物火災で、その半数以上が個人住宅から出火していますので、火災を少なくするためには、まず家庭における火災予防を第一として、さらに部落ぐるみ、職場ぐるみ、ひいては地域ぐるみの運動となるよう次のことに注意して、わが家の防火総点検を実施しましょう。

火気を使う場所、設備と使用器具の点検およびこのような場所にある燃えやすいものの除去。各家庭にバケツ一杯の水の汲みおきの励行。できれば台所にも消火器を備えつける。たばこの投げすてと寝たばこの防止。外出時、就寝前の火の元点検の励行。

あの世ゆき 酒が運転する車

緑と太陽に囲まれ、うまい酒にめぐまれた宮崎県ですが、みなさんここでちょっと考えてみてください。飲酒運転による事故は、あとをたちませぬ。

寒いにつけ、暑いにつけ、また祝ごと、悲しみごと、なにかにつけて酒を用いるのが県民の慣習です。しかし、悲劇のもとになる飲酒運転だけはぜったいにやめましょう。酒を飲んでも「自分は運転には

自身があるんだ」といってハンドルを握って、あの世へ行った運転者、残された家族はどうして生きていきますか？

悲しみ、嘆き、苦しむ家族の姿を想像してください。飲酒運転はぜったいできないはずですよ。お酒のすきなあなたに、お酒をぜったいにやめなさい、というのではありません。ただ、飲んだ時は運転をやめなさいというだけなのです。

それが守れないようでは、あなたは酒を飲む資格はありません。「酒を飲んだら運転しない」、これは運転者の社会に対する義務です。

戸籍たより

一月届出分

出生 おめでと

Table of birth records with columns for names and family names.

結婚 おめでと

Table of marriage records with columns for names and family names.

死亡 冥福を祈ります

Table of death records with columns for names and family names.

Table of population statistics for April 21, 1946, including male, female, and total counts.